a)　WRC-97以前は、ほとんどの国において、1530-1544MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び1626.5-1645.5MHzの周波数帯（地球から宇宙）は海上移動衛星業務に分配されており、1545-1555MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び1646.5-1656.5MHzの周波数帯（地球から宇宙）は航空移動衛星（R）業務（AMS(R)S）専用に分配されていたこと。

b)　WRC-97は、複数の移動衛星システム（MSS）に対する柔軟かつ効率的なスペクトル割当てを促進するため、1525-1559MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯（地球から宇宙）を移動衛星業務に分配したこと。

c)　WRC-97において、1530-1544MHzの周波数帯及び1626.5-1645.5MHzの周波数帯の海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対し、遭難、緊急及び安全通信のスペクトル要求の満足と許容できない混信からの保護に優先権を与える無線通信規則第5.353A号が、また、1545-1555MHzの周波数帯及び1646.5-1656.5MHzの周波数帯において、第44条の優先度１から６までで規定されるAMS(R)S通信に対し、遭難、緊急及び安全通信のスペクトル要求の満足と許容できない混信からの保護に優先権を与える第5.357A号が採択されたこと。

d)　航空移動衛星（R）業務のシステムは、民間航空輸送における飛行の安全と正確性の規定に関して航空交通管理に使用される標準化された通信基盤であり、国際民間航空機関（ICAO）の重要な要素であること。

e)　現行の移動衛星業務のシステムは、1525-1559MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯（地球から宇宙）のMSS分配の下で、遭難、緊急及び安全通信を提供すること。

f)　航空移動衛星（R）業務のためにスペクトルの長期利用を確保する必要があること。

g)　無線通信規則に従って運用する既存のシステムへ過度の制約を与えることなく、1525-1559MHzの周波数帯及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯のMSSのための一般的な分配を変更しないでおくことが必要であること。

以下を更に考慮し、

a)　ITU無線通信規則に従った衛星通信網間の調整が二国間で必要であること、また、1525-1559MHzの周波数帯（宇宙から地球）及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯（地球から宇宙）では、周波数調整の一部は地域的な多国間周波数協議により促進されていること。

b)　現在、これらの周波数帯では、静止移動衛星システムの運用者は各々の需要を満足させるために必要なスペクトルの使用を定期的に調整するため、それぞれの主管庁の指導及び支援を受けて、周波数調整協議において容量計画手法を用いていること。

c)　GMDSS及びAMS(R)Sを含むMSS通信網のスペクトル要求は、最近、容量計画手法を用いて対応していること、また、無線通信規則第5.353A号又は第5.357A号が適用される周波数帯においては、この方法は、AMS(R)S の場合には本決議の附属書に述べる追加手続により補われているが、GMDSS及びAMS(R)Sのための長期的なスペクトル要求の対応を支援するであろうこと。

d)　ITU-R報告M.2073では、異なる移動衛星システムの間での優先順位付け及びシステム同士での優先権取引は実際的でなく、大きな技術進歩がない限り技術上、運用上及び経済的な理由から実現可能性があるようには見えないとの結論になっていること。

e)　1525-1559 MHz周波数帯及び1626.5-1660.5MHz周波数帯においてAMS(R)S及び非AMS(R)Sのためのスペクトルへの需要が存在し、増大しており、本決議の適用はMSSにおける非AMS(R)Sシステムによるサービス提供に影響を与える可能性があること。

f)　ITU-Rの研究によれば、第44条の優先度１から６までの通信に関する長期的なAMS(R)Sスペクトル要求事項は、2025年で第5.357A号で特定された利用可能な2×10MHzより少ないと推定されていること。

g)　将来、GMDSSのスペクトルがもっと必要とされるようになれば、分配を追加することが求められる可能性があること。

以下を認め、

a)　憲章第40条は、生命の安全に関する電気通信の優先権について定めていること。

b)　ICAOが、国際民間航空条約に従った航空機との衛星通信に対応する標準勧告を採択したこと。

c)　国際民間航空条約の第10附属書に定義された全ての航空交通通信は、第44条の優先度１から６までに含まれること。

d)　付録第15号の表15-2において、1530-1544MHz周波数帯（宇宙から地球）及び1626.5-1645.5MHz周波数帯（地球から宇宙）が、海上移動衛星業務においては、日常の安全とは関係ない目的のためだけでなく、遭難及び安全目的のためのものでもあると示されていること。

e)　無線通信規則第5.357A号及び本決議の関連で、第９条及び第11条の手続を適用することが困難ないずれの主管庁も、第７条を含む無線通信規則の関連する規定の下で及び条約第13条及び第14条と同様に条約第９条及び第11条の関連する規定の下で、無線通信局及び無線通信規則委員会の支援をいつでも要求できること。

f)　ICAOは航空通信の要求事項に関する知識を有していること。

以下に留意し、

周波数資源は有限であることから、GMDSS及び航空移動衛星（R）業務を含む様々な移動衛星業務のシステム内及びシステム間で最も効率的な方法でそれらを使用する必要があること。

以下を決議し、

1　1525-1559MHz周波数帯及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯におけるMSS通信網の周波数調整の際に、移動衛星通信網に関する通告主管庁は、無線通信規則第5.353A号が適用される周波数帯において、第32条及び第33条に定めるGMDSSの遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトル及び第5.357A号が適用される周波数帯においては、第44条の優先度１から６までのAMS(R)S通信に必要なスペクトルが提供されるよう保証すること。

2　移動衛星通信網に関する通告主管庁は、包括的分配が最も柔軟かつ実用的に使用されるよう、移動衛星通信網における最新の技術的進歩の活用を保証すること。

3　移動衛星通信網に関する通告主管庁は、前回の周波数調整会議に比べて、AMS(R)Sを含むMSS通信網のスペクトルの要求事項が減少している場合は、不使用の当該スペクトル資源がスペクトルの効率的な使用の促進のために解放されることを保証すること。

4　移動衛星通信網に関する通告主管庁は、安全とは関係ないトラヒックを送信しているMSSの運用者が、必要時に、第32条及び第33条に定めるGMDSSの遭難、緊急及び安全通